

別添 7

経営転換推進枠により実施する事業

第 1 事業の内容

飼料価格の高騰や生乳需給の緩和等による収益性の悪化を背景に離農や搾乳の一時休止の選択を考えている酪農家に対し、緊急的に搾乳を行う酪農以外の畜産経営への転換（以下「経営転換」という。）を図るために必要な施設整備及び機械導入を支援するものとする。

第 2 経営転換推進枠における特例

1 施設整備事業

施設整備事業は別紙 1 に準ずるものとし、第 3 の畜産クラスター計画に位置付けられた取組であって、搾乳を行う酪農を営んでいる中心的な経営体が、乳用牛の哺育・育成経営、肉用牛繁殖経営や飼料生産組織など搾乳を行う酪農以外の畜産経営への転換を図るために必要な施設の整備又は補改修の取組を行う場合に限り支援対象とするものとする。

（1）施設整備事業における特例

ア 対象とする施設等の整備は、原則として別紙 1 の第 1 の 1 の（5）の施設の補改修とする。

なお、経営転換に伴い、新たに施設が必要となる場合に限り、別紙 1 の第 1 の 1 の（1）から（4）までの施設を整備することができるものとする。

イ 別紙 1 の第 6 の 2 の成果目標は適用せず、経営転換することを成果目標とする。

2 機械導入事業

機械導入事業は別紙 2 に準ずるものとし、第 3 の畜産クラスター計画に位置付けられた取組であって、搾乳を行う酪農を営んでいる中心的な経営体が、乳用牛の哺育・育成経営、肉用牛繁殖経営や飼料生産組織など搾乳を行う酪農以外の畜産経営への転換を図るために必要な取組を行う場合に限り支援対象とするものとする。

（1）機械導入事業における特例

ア 補助対象機械装置については、別紙 2 の別表 1 のうち、経営転換に伴い新たに必要となる機械装置とする。

イ 別紙 2 の第 8 の 2 の成果目標は適用せず、経営転換することを成果目標とする。

第 3 事業の実施

第 2 の 1 の事業を実施する場合にあっては、以下の（1）から（3）までの全ての要件を、第 2 の 2 の事業を実施する場合においては、以下の（3）の要件を満たすものとする。

- (1) 過去に国庫補助事業等により取得した財産の補改修を実施する場合は、あらかじめ財産処分承認通知により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
- (2) 廃棄設備等を売却する場合、売却で得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいう。）については、これを交付対象経費から控除すること。
- (3) 畜産クラスター計画において、経営転換を図る中心的経営体に係る取組内容、取組の実施等を通じて参画する構成員及びその取組における構成員の役割を明らかにした上で、畜産クラスター計画の目的、取組の内容、行動計画及び期待される効果を記載するものとする。